

## 美郷町障害者活躍推進計画

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 機関名                        | 美郷町教育委員会   |
| 任命権者                       | 美郷町教育委員会   |
| 計画期間                       | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）  |
| 美郷町教育委員会における障害者雇用に関する課題    | 美郷町においては、町長部局が一括して雇用管理を行っている。<br>美郷町教育委員会は、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は特段行っていない。  |
| 目標                         |  |
| ①採用に関する目標                  | 障害者雇用の推進に関する理解を促進し、町長部局と一体となり、法定雇用者数以上の採用を目指す。   |
| ②定着に関する目標                  | なし   |
| 取組内容                       |  |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として町長部局の推進者である総務課長に委任する。</li> <li>○町長部局と共同で障害者相談窓口を設置する。</li> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）は、障害者の理解を深め、障害者である職員を適切に支援するため、宮崎労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul> |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員が身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> <li>○町長部局と連携し、障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</li> </ul>  |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者である職員に対しては、定期的な面談のほか、窓口相談の際に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> </ul>  |
| 4. その他                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>   |